

## ◇ 待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について

国の緊急対策			
柱	項目	概要	
Ⅰ 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握の強化	1	厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等	厚労大臣と待機児童が100人以上いる市町村長との緊急対策会議等
	2	自治体からの優良事例・課題・要望等の受付	待機児童対策を考える上での参考として自治体の課題・要望等の報告を求めるもの
	3	厚生労働省からのホームページによる保育に関する国民からの御意見等の募集	保育制度に関する意見募集をするもの。
	4	「保活」の実態を調査	H28. 4月入所に向けて「保活」を行った保護者に調査をするもの。
	5	保育コンシェルジュの設置促進	「利用者支援事業」を活用して、保育コンシェルジュの設置促進を図り、4月以降も継続した相談の実施、小規模保育事業卒園児の保育所等への入所利用調整の推進、夜間・休日などの時間外にも保護者からの相談等を実施するなど、利用者の視点に立った機能強化を推進する。
Ⅱ 規制の弾力化・人材確保等【受入強化:1~3】 【人材確保:4~13】	1	保育所等への臨時的な受入れの強化の推進	国基準を上回る職員配置基準や面積基準を設定している自治体は、各自治体の判断で、国基準まで要件を緩和して、受入児童数を増やす。
	2	自治体が独自に支援する保育サービスの支援	「認可化移行支援事業」交付要綱等を改正し、認可保育所への移行計画を作成した地方単独保育施設(※旧の昼間里親制度のようなもの)への運営費の一部助成を行うこととし、結果として利用者の保育料軽減等につなげる。
	3	認可基準を満たす施設の積極的認可	保育ニーズが増大しており、事業者の参入意欲があるにも関わらず、事業計画の残量がないことや将来の人口減等を理由に積極的に認可しない運用を行っている自治体は、その運用のあり方について是正を図る。
	4	小規模保育所等の卒園児の円滑移行	小規模保育事業の卒園児の保育所等への円滑な入所を推進する。(連携施設確保の支援、丁寧な利用調整等) また、例外として認められている3歳児以降の小規模保育の継続利用をしやすくすることも考慮し、定員弾力化(受入数を「19人まで」から「22人まで」に拡大)を実施する。ただし、人員基準や面積基準は満たすこと。
	5	幼稚園の預かり保育への支援強化等	幼稚園において3歳以降を中心とした保育ニーズに対応してもらうために、「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」及び「一時預かり事業(幼稚園型)」の実施要綱等の改正を行う。
	6	定員超過入所の柔軟な実施	恒常的な定員超過(120%超)の場合に適用される公定価格減算措置の猶予期間を延長する。(2年→5年)
	7	土曜日共同保育の実施可能であることの明確化	保育士等の勤務環境の改善を図るため、土曜日について近隣の保育所等の共同で保育することを認める(公定価格の減額の必要がないことを明確化する)。
	8	保育人材の資質向上・キャリアアップのための研修の推進	職場定着等を図るための研修の実施
	9	保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進	保育以外の事務的負担軽減のために、保育業務システム導入費用の補助を行う。
	10	保育補助者雇い上げ支援等の推進	保育士の業務負担の軽減等を図るため、保育補助者を雇い上げるための費用助成等を行う。
	11	短時間正社員制度の推進等	時間に制約のある人材の確保・活用するため、常勤であること等を条件とする自治体独自の処遇改善策等の見直しや、離職防止の観点から育児休暇取得制度の推進等を図るよう保育所等に対して働きかける。

国の緊急対策			
柱	項目	概要	
	12	保育士の子どもの優先入所	未就学児のいる保育士等の子どもを優先利用の対象とし、その保育士の子どもの保育料を貸し付け、一定期間勤務した場合は免除する制度の活用を図る。
	13	保育所等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施	保育士配置の弾力化措置の積極活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝夕の保育士配置の要件弾力化</li> <li>・幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用</li> <li>・研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化</li> </ul>
Ⅲ 受け皿確保のための施設整備促進	1	施設整備費支援の拡充	
		①資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援強化	保育所等整備にかかる「土地借料加算」の補助基準額及び補助対象を拡大する。
		②小学校の空き教室等の活用	小学校の空き教室等に保育所等の整備をする場合の「地域の余裕スペース活用推進加算」の補助基準額を引き上げる。
	2	③公園などの都市施設等を活用した保育所等の設置促進	公園等の都市施設を活用した場合も「地域の余裕スペース活用促進加算」の対象となるよう明示。
		改修費支援等の拡充	
		①地域のインフラ(空き家、空き教室など)を活用した一時預かりの推進など	地域のインフラを活用して、一時預かりにより待機児童対策を行う場合、「保育環境改善等事業」に一時預かりを実施するための改修経費も補助対象とする。
	②改修費支援の拡充	小規模保育等の改修費支援について、補助単価を引き上げるとともに、定員を増加する場合も補助対象とする。	
Ⅳ 既存事業の拡充・強化	1	保育コンシェルジュの設置促進(再掲)	—
	2	緊急的な一時預かり事業等の活用	待機児童を預かるため一時預かり事業(一般型、地域密着型、訪問型)を活用・拡充し、定期利用による保育サービスの提供を推進する。 国の補助単価額を改善することにより保育料の軽減を図り、定期利用化の促進を図る。
	3	広域的保育所等利用事業の促進	「広域的保育所等利用事業」実施要綱を改正し、バスなどを利用して市町村の圏域を超えた児童の受入れ等を促進する。
	4	地域の中での円滑な整備促進	「民有地マッチング事業」を拡充し、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためにコーディネーターを配置することを支援する。
Ⅴ 企業主導型保育事業の積極的展開	1	企業主導型保育事業の積極的展開	企業が主導して事業所内などに設ける保育所の積極活用及び自治体による協力等
	2	マッチング機能の強化	
	3	あわせて事業所内保育所の空き定員も有効活用	
	4	企業主導型保育事業のための保育人材確保	
Ⅵ その他の取組	1	保育所入所不承諾通知書の名称・様式の改定	国が示している不承諾通知書の名称・様式などを改定する。